

総務文教常任委員会
産業建設常任委員会
連合審査会記録

令和元年6月12日

【開催日】 令和元年6月12日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時48分

【出席委員】

総務文教常任委員会		産業建設常任委員会	
委員長	河野 朋子	委員長	中村 博行
副委員長	伊場 勇	副委員長	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	奥 良秀
委員	高松 秀樹	委員	河崎 平男
委員	長谷川 知司	委員	水津 治
委員	宮本 政志	委員	中岡 英二
委員	森山 喜久	委員	藤岡 修美

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	教育長	長谷川 裕
教育部長	尾山 邦彦	学校給食センター所長	山本 修一
学校給食センター管理係長	和田 英樹	学校給食センター栄養指導係長	木村 晶子
経済部長	河口 修司	経済部次長兼農林水産課長	深井 篤
農林水産課参与	多田 敏明	農林水産課参与	高橋 敏明
農林水産課農林係長	平 健太郎		

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	議事係長	中村 潤之介
庶務調査係書記	光永 直樹		

【審査内容】

1 緊急を要する嘆願書について

河野朋子委員長 ただいまから、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会の
連合審査会を開会します。よろしくお願ひします。まず審査会の審査に
入る前に、これまでの経緯と言ひますか、皆さん御承知と思ひますけれ
ども、改めて少し確認したいと思ひます。そもそもこの連合審査会がな
ぜ開会されたかということについて、なかなか共通認識を持たれていな
いようなところもあるかと思ひますので、その辺りを委員長として再確
認をしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。まず3月14日に給
食の納入業者から嘆願書が提出されました。これが総務委員会宛てでし
たので、総務委員会で給食の食材についてしっかりと調査すべきである
ということを取り上げようということにはなりましたが、そうは言ひま
しても食材を納入するところが市場ということでもありますので、市場に
深く関係してくるといふこともあつて、総務委員会だけではこれは調査
が難しいということ、産業建設常任委員会に連合審査を申し入れたと
いふことで、相手側の委員会もそれを受け入れたといふことで連合審査
が成立しました。そういうところで4月の24日に第1回目の連合審査
会を開会いたしましたところ、皆様も御存じのように、その中で質疑を
交わす中で、まだまだ確認できていない事項が多々あつたといふことで、
解決していないといひますか、その調査は完了していないといふことで、
委員長としましては未確認のことを明らかにするために、少し時間を置
いて再開したいといふことを皆様にお伝えしたところです。といふこと
で、この連合審査自体は継続しています。一回一回終わったわけではあ
りません。終了宣言もしておりませんので、今回が2回目といふことで、
前回1回目の未確認のことに関しては、これを今回明らかにしてもら
うといふことで本日開会しています。重ねてここで確認する必要はないか
と思ひましたけれども、改めてここで少し述べさせてもらひました。と
いふことを前提にして、今回2回目の連合審査を進めたいと思ひますの
で、先ほど言ひましたように担当課におきましては、それぞれ確認がで
きていないことが幾つかありましたので、それを今回きちんと明らかに

していただくということで報告を受けたいと思っています。よろしいですね。そういうふうな進め方をさせていただいて。（「はい」と呼ぶ者あり）

河崎平男委員 前回、4月24日に連合審査ということで審査をしましたが、この中で連合審査会記録をずっとたどって確認を取られたらどうですか。

河野朋子委員長 進め方についてですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その辺りは委員長としてそのようにはしたいと思っておりますが、一応そういう進め方をさせていただくということを前提に、まずそれぞれの担当課からきちんと確認できたこと、進捗状況などについて説明を受けたいと思いますので、まずは給食センター関係のほうですよね。今回資料も出しておられますので、この説明を合わせながらよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは給食センターのほうから前回未確認であったことについて事実関係、説明をお願いいたしたいと思います。

山本学校給食センター所長 前回の連合審査会で、5月の連休明けに学校給食センターのジャガイモに関する聞き取りを行うと答弁させていただきましたが、その聞き取りが更に長引いたため、委員の皆様方に大変御迷惑をお掛けしました。おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。ジャガイモに関する聞き取りについては、6月7日金曜日と10日月曜日、11日火曜日、関係三者から学校給食センターへのジャガイモの流通状況と納入の履行状況につきまして個別にお話を伺ったところです。その内容を資料1にまとめましたので御報告させていただきます。まず初めに、表の見方を説明させていただきます。一番左側の質問事項ですが、1番から6番まで、センターにおける納入状況について、時系列的にその内容を示しています。左上1月30日の欄を御覧いただけますでしょうか。1月30日の使用日の欄は、学校給食でジャガイモを使った日です。その下の納入業者とは、その日の青果物の納入業者。次の納入時期とは、青果物の見積りにつきましては学校給食センターで月の

前半、後半に分けて行っていますので、その表記を示したものです。左側の質問項目、学校給食センターの見積り依頼の欄についてです。見積りの依頼日が12月10日になっていますが、これは依頼日のことです。ジャガイモを納入する日が1月30日。特記仕様の欄ではジャガイモの大きさを示しています。ここではなるべく2Lとしています。また、その日に使う予定数量を149キロということで、学校給食センターから納入業者に見積り依頼をした表記となっています。この見積内容に沿って、卸売業者の小野田中央青果様から納入業者2社に参考価格が提示されます。参考価格とは、この2月の1か月間にこのぐらいの量であれば、このぐらいのジャガイモの価格になるよというものが卸売市場から納入業者の方に示されるそうです。その内容を示したものなんですけれども、納入業者がそのとき提示した日、種類、大きさ、予定産地、予定数量を表しています。1月30日の欄で申し上げますと、小野田中央青果様が納入業者に参考価格を提示した日が1月5日、提示した種類、大きさがジャガイモ2LからL、予定産地が長崎他、予定数量が150キロであるということです。質問項目2の欄、給食センターへの見積提出の欄についてですが、ここでは参考見積りを受けて納入業者が学校給食センターに出したジャガイモの見積りの内容となっています。1月30日の欄で申し上げますと、学校給食組合様が学校給食センターに見積りを提出した日が1月8日、見積りしたジャガイモの種類、大きさがメークインの2L、見積りした産地が長崎産他、予定数量が149キロであったということです。次の給食センター発注量は、見積りの結果、決定した納入業者に発注したジャガイモの量です。この欄で申し上げますと、学校給食センターから学校給食組合様にジャガイモを148キロ発注したということです。3の欄、卸売業者への発注日等についてです。学校給食組合様が小野田中央青果様に発注した日、ジャガイモの種類、大きさ、数量等です。4の質問事項の欄、卸売業者の仕入れについては、学校給食組合様から発注を受けて小野田中央青果様が準備したジャガイモの種類、大きさ、産地、数量などを示しています。5の欄につきましては、卸売業者が仕入れた注文品の検収についてという欄ですが、学校

給食組合様が小野田中央青果から仕入れたジャガイモの検収内容、ジャガイモの種類、大きさ、産地、数量等を示しています。続いて6の他市場からの仕入れについては、納入先のほか、これまでと同様にジャガイモの種類、大きさ等を示すようになっていきます。このような聞き取りを行った結果、3月5日付けで学校給食センターから商組様に文章で確認させていただいた御回答のうち、不明な点がございましたが、今回の聞き取りで確認することができました。まず、2月20日の小野田中央青果様が準備したジャガイモの数量について、商組様と小野田中央青果様から頂いた数量に相違点がありました。詳しく申し上げますと、2月20日、商組様からは369キロの発注に対して320キロしか用意していなかった。一方、小野田中央青果様からは369キロ準備したということでしたが、確認表の2月20日の4の欄を見ていただきますと、実際に小野田中央青果様は男爵の2Lと3Lを合わせて370キロ準備したということになっていきますが、実際、商組様が引き取られたのは男爵の3Lの320キロのみということで、そこで相違点が生まれたということが分かりました。もう一点、1月の末に商組様から質の良いメイクインがそろわないから男爵を納品したいと学校給食センターに申出がありまして、お受けしましたが、学校給食センターとしましては、発注したメイクインをなぜ男爵に変更したのかということが不明でした。そのことにつきまして商組様に確認したところ、昨年2月に市内の学校にメイクインを納品したところ、数個芽が出たものがあったため、全品返還となったことがあり、今年の冬も暖冬であったため、同じように芽が出るのではないかと、この時期のメイクインの品質に保証ができないと思われていたようです。あわせて、昨年12月に学校給食センターに納品するために仕入れたメイクインの中にも悪いものが混ざっていたということで、メイクインから男爵に変更したという説明をいただきました。最後に、この聞き取りに併せて学校給食センターに納入されるジャガイモの品質についても聞き取りを行いました。4の欄、卸売業者の仕入れについてというところで品質とあります。小野田中央青果様から準備されたジャガイモの品質について、優、良、可、不可の4段階で

聞き取りを行いました。準備されたメイクイン、男爵について一部、可という判断がありましたが、ほとんど優から良ということでした。同様に商組様、学校給食組合様、小野田中央青果様から仕入れたジャガイモについてお伺いしたところ、2月22日に一つ可というものがありますが、ほとんど良と判断されています。聞き取りの際に日々の検収状況についてもお伺いしましたが、両社とも野菜を箱から出して、学校給食センターに悪いものを納品しないように一つずつ検収作業を行っているということを伺いました。また、2月20日から28日まで商組様は他市場から男爵を納入されていますが、これにつきましても発注した男爵の大きさが準備されなかったことが原因であり、ジャガイモの品質が原因ではないということも確認できました。学校給食センターでは、納入業者に青果物は原則として山陽小野田市地方卸売市場から調達すること。ただし、全量を調達できないときや発注仕様に適合した良質な食材を調達できないときは、他市場から調達してもよい、としておりますが、他市場から仕入れるときのやり取りと言いますか、約束事につきましては何も記述したものがありませんでした。そういったことも前回の聯合審査会で御指摘を受けましたので、資料2の3にあります他市場から調達するときのお約束事ということも、6月の見積りから追記させていただいたところでした。今回のこの2月のジャガイモの納入につきましている課題がありましたが、学校給食センターの取扱いというか、運営にも不明確なところがありましたので、引き続き青果物の納入業者の皆様にも御意見、御協力を頂きながら改善していきたいと考えています。聞き取りの結果は以上ですが、資料3の7ページ、8ページ、学校給食センターから学校給食組合様に対しての追加の回答と同じものが2枚付いています。7ページにつきましては、前の6ページ、学校給食センターから商組様に対する回答の添付資料となっています。同じものですが、添付資料ですので加えて説明させていただきます。長々と申し訳ありません。以上です。

河野朋子委員長 資料1と2について説明がありました。3以降について何か

説明はありますか。

山本学校給食センター所長 前回の連合審査会で質問、要望書と公開質問状の未回答のものがありませんでしたので、今回、資料として追加させていただいています。あわせて、その連合審査会以降におきましても要望書を頂いていますので、その質問、要望書内容、回答を追加資料として提出しています。

河野朋子委員長 今、給食センターから事実確認についての説明がありましたが、これについてまず質疑を行いますか。結局、聞き取りをした結果、こういうふうに一覧にはしていただいています、センターとして結論と言いますかね、判断というか、その辺りはどうなんでしょうか。

山本学校給食センター所長 もともこの聞き取りにつきましては、先ほど申し上げましたが、3月頭に学校給食センターから、表記の問題があったんですが商組様のほうに質問状ということで御質問をさせていただいて、御回答していただいた中に、数量の相違があったということで、改めてジャガイモの納入につきまして、流通、取引の内容を再度確認してみようということで、このように一覧表にまとめました。実際、先ほども申し上げましたが、我々としましては品質がどうだったのかということも併せて伺いたかったので、今回改めてお伺いしました。その結果、納入業者様もセンターに悪いものを入れないために一つずつ確認しているんだということも確認できましたし、ジャガイモの納入というか、数量につきましては、男爵の2L、3Lというものがあって、我々が聞き取った納入量と食い違いがあったということも確認できましたので、センターとしては問題というか、不明だった点が解明できたということです。

河野朋子委員長 センターに入るものについては良品が入っているという判断もされたということですが、それと資料2の3点目。これを加えることによって、いろいろな今回のようなトラブルが防げるというふう

なことで、改善点として出されたわけですよ。センターとしての総括といえますか、大体お聞きのような経緯だったようには思いますが、その辺について何かまだ不明な点とか、質疑があるようであれば、受けませんが、いかがですか。

伊場勇副委員長 ジャガイモのことについてはよく調べていただいたなというふうに思いますが、まず、資料1のところで、2月22日の下のところの納入業者が仕入れた注文品の検収についてで、可、小さいというところを少しもうちょっと説明してほしいんですけど。

山本学校給食センター所長 これにつきましては学校給食センターから商組のほうに、当日納入されたジャガイモが2L、3Lとなっておりますが、それよりも小さいものが多々入っていたということで、センターの栄養士から商組様のほうに注意を申し上げました。商組様のほうも発注したはずの3Lの男爵がそろっていなかったということが十分分かっていらっしやったようで、このときの検収については2Lの男爵でありながらも大きさはまばらであったことから可、小さいと判断されたということと、思っています。

伊場勇副委員長 その要因は何なんでしょうか。

山本学校給食センター所長 センターとしては把握できてないことなんですけれども、実際に商組様が小野田中央青果様に男爵の3Lを注文されたのに、そうではなかったということと、思っています。

伊場勇副委員長 そこまでは把握していないというところなんですけど、資料2に追記したように、この日は他市場からもものが入っている日で、事前に相談することというところは取り決めたようですが、このときは事前に取り決めていなかったというところですね。

山本学校給食センター所長 そのとおりです。

伊場勇副委員長 それでは聞き取りの際に、例えば事前に相談とかがもしあつて、発注するものとかの確認を事前にできたのであれば、こういったことはなかったというふうに考えることもできますか。

山本学校給食センター所長 このたびの聞き取りで商組様とも実際お話しさせていただいたんですが、やはり原則ということは商組様も十分御承知で、ただ、私どもが他市場から仕入れたときに報告してくださいということは、確かにどこにも記載してなかったということで、そのような義務があるとは思ってなかったということを言われました。ですので、そのやり取りとの中で私からお願いしたということは、今後このようなことがないようにやりましよう、再度同じことを繰り返されないようにやりましようということを両者で確認したところでは。

中岡英二委員 資料1について質問します。先ほどからジャガイモには等階級というのがあって、階級の3Lにこだわって言われていますが、私が見た限り、秀、優というのが箱には明示されています。そういった中で品質は優から良、可、不可とありますが、なぜ秀にこだわってないのかお聞きします。

山本学校給食センター所長 給食センターとしましては一番良い優のものを頂きたいんですが、納入業者様の御判断が良であったということではないかと解釈しています。当然一番良いものを給食センターは望んでいます。ただ、この日に入ったものがこのような状況であったということです。

中岡英二委員 やはり、秀、優、良と等階級にはあります。その中で秀を指定すべきだと思います。優じゃあ駄目です。秀というのがたくさんありますから、それにこだわって、その中で悪いもの、小さいものは見た目判断されたほうがいい。秀3Lだったら秀の3Lと明記されて注文され

るべきだと思います。

山本学校給食センター所長 今回の学校給食センターの仕様書にサイズ、大きさはメーカーの2Lという記載のみです。品質の秀につきましては、今のところ規定はしていませんが、実際、書いてあるものをお読みします。シャガイモについては放射線照射発芽防止剤不使用のもの。発芽、緑色や変色部のないもの。中が傷んでないもの。青果物の全般につきましては、異物混入、変質、腐敗、害虫等がないもの、品質良好なものとしています。委員が言われました秀、優という品質の水準は記載がありませんので、今後検討させていただきたいと思います。

中岡英二委員 是非とも検討してください。資料2の中で1番、ただし、当該市場のみで全量調達できないときというのは、多分、事前にはその数量がそろわなかったというのは分からなかったと思うんですよ。当日になって小野田中央青果さんがそろえられなかった。そして急ぎよ、宇部で仕入れられて、その報告が遅れたというだけの話ではないかと私は思いますが、事前にもものがそろわないよという相談というのではないと思います。当日、緊急にそういうことが起こって報告が遅れたのだと思いますが、その辺の対応というのは、もう少し寛容にさせていただきたいと思いますが、どう思われますか。

山本学校給食センター所長 これにつきましては学校給食センターに納入する前日に市場のほうに納品があって、それを検収されるから、そこで分かるのではないかとということで、そのように表記させていただいたんですが、当然そのような事態も考えられると思いますので、今は3番のところで事前に相談することと書いてありますが、事後でも良いかなと、委員さんの意見で思いましたので検討したいと思っています。

高松秀樹委員 表に品質とあるじゃないですか。4番の仕入れの品質、優から良と書いてあるんですよ。ここは中岡議員も言われましたように秀、

優、良、不可であるんですね。その中の優から良と箱に印鑑が押してあるそのことですか。次に5番の卸売業者に検品、品質が良とありますが、これは検品したときの品質になるんですか。それとも違うんですか。

山本学校給食センター所長 これにつきましては給食センターから聞き取りの際に優、良、可、不可の4段階で御判断くださいとお願いしましたので、このような表記になっています。実際、箱に打ってある品質ではなくて、卸売業者の方、納入業者の方が目で見られた判断ということです。

高松秀樹委員 この前の連合審査会では市場、中央青果は個々の検品をしないという話があったんですよ。だからセンターが答えるべき問題なくて、市場のほうで答えられたほうがいいんじゃないですかね。

河野朋子委員長 5番は納入業者が判断したところでしょう。どうなんですか。

山本学校給食センター所長 5番につきましては納入業者、4番は中央青果の判断です。

河野朋子委員長 そこが違うのはなぜかというところもあると思うんですけど。納入業者は実際見て良と判断したわけでしょ。4番は誰が何を見て判断したんですか。

山本学校給食センター所長 4番は中央青果様が準備されたものを見て判断された。

河野朋子委員長 実物を見てですか。

山本学校給食センター所長 はい。判断したというか聞き取りの際、我々がこの4段階で判断してくださいとしたということです。

高松秀樹委員 分かりました。このジャガイモの件だけなんですけれど、優から良を仕入れたと書いていますよね。でも、卸売業者が検品したら良でしたと。良と言ったらいいのかなと思ったら、聞くと、秀、優、良、不可。つまり、不可の一つ前の商品がずっと入っているという確認ですけど、いいですか。

山本学校給食センター所長 今回お願いした判断が4段階ありまして、優、良、可、不可の4段階です。

岡山明委員 前回の連合審査のときに言われたのが、男爵、メイクインという種類の判断が出たんですけれど、表1で、どういうふうな形でメイクインから男爵に変わったかといういきさつをお願いしたい。

河野朋子委員長 先ほど説明があった部分をもう一度お願いします。

山本学校給食センター所長 給食センターが稼働する前の2月、平成30年の2月に商組様が市内の学校にメイクインを卸されたときに、幾つか芽が出たものがあったと。そのような状態のジャガイモだったので全品交換となったということと、去年の12月、給食センターが稼働した後の12月ですが、そのときに商組様がそろえたジャガイモの中に悪いものがあったと。今年の冬が暖冬であったため、さらにジャガイモの芽も動くだろうということで、そんな品質保証できないものは納入できないと判断されたということで、メイクインから男爵に変更したということです。

中岡英二委員 今言われた答弁の中で、業者さんが12月、2月にメイクインに芽が出ていたということは事実です。去年も一昨年もありました。だから、そういうのは業者さんの判断で、バレイショに切り替えるとかやられたほうがいいのかなと思います。もちろん業者さんも事前に学校給食センターのほう連絡をして、芽が出たからやり替えたいんですがという報告はすべきだと思います。だから、業者さんの経験を多少生かした

がら納品をされたほうが良いと思いますが、どう思われますか。

山本学校給食センター所長 実際委員さんが言われたようにジャガイモにつきましても、メイクインでもいろいろ種類があるようです。我々としましても下処理の関係で時間が掛かること。あと煮崩れしてしまうことということで、男爵ではなくメイクインというふうにさせていただいているんですが、いろいろな納入業者の方からお話を伺いますと、メイクインの中でもいろいろ品種があつて、2月のこの時期に対応できるものがあるのではないかと御提案を頂きました。あわせて、カットものを使えば対応できるのではないかとという提案を頂きましたので、来年の2月はこういう状況がないように給食センターも考えていきたいと思っています。

河野朋子委員長 センターになったことによって、今まで親子方式とか、自校方式でやってきたことと随分想定してきたことと、課題が見えてきたということは明らかだと思ふんですが、それに対しては一つずつ解決していったほしいと思いますが、今回の問題について報告があつた中について何か質疑があれば受けませんが、何かありますか。

河崎平男委員 分からない点がありますのでお聞きします。卸売業者は仕入れるときに等級については、優、良、可、不可ではないんじゃないですか。分かるんじゃないんですか。なぜ、秀、青秀と分かっているのになぜ優、良、可、不可になるんですか。

河野朋子委員長 聞き取りでなぜそういう違いのある4段階で聞いたのかという質問です。

山本学校給食センター所長 これも私の知識不足で、秀などの品質があるというのは知識として持っていませんでした。一般的な判断として優、良、可、不可の4段階で御判断いただきたいということで、中央青果様にもお願いした結果、このような報告になったということです。

河崎平男委員 そうしたら、卸売業者が手加減でできますよね。仕入れる等級が秀とか青秀あるんだったら、これを基本にやるべきではないんですか。

山本学校給食センター所長 申し訳ございません。私の認識不足で今回はできませんでした。今の仕様書ではジャガイモの大きさしかありませんでした。先ほど委員から御提案がありましたが、品質につきましても仕様書の中に取り入れたいと考えています。

河野朋子委員長 今のお聞きしますと4番と5番の品質のところについては、聞き取りはきちんと行われたと思いますが、その辺の基準が曖昧なので、品質の評価がどうなのかというところは少しあったかなとは思っています。今後そういうことをされるときは、基準を統一することが必要だと思いました。給食センター関係について何かありますか。センターとしては資料2の3番の項目を追加したことによって、今後、今回のようなことが起きないふうに改善として上げられたということでもいいですか。ほかに何か今回のことについて出た問題を解決するために新たにこういうふうにするという取組を考えられていますか。

山本学校給食センター所長 仕様書には明記してあるんですが、見積りの段階でジャガイモという表記をしていたためにこのような間違いもあったのかなと。今は見積りの段階ではメーカーとちゃんと品種を書いています。あわせて、今回の聞き取りの際にジャガイモのように野菜の種類を書くことによって、ほかに別の品種といたしますか、そういった青果物があるかどうかということも聞き取りましたが、ジャガイモ以外はそういったものはないだろうとの意見を頂きました。ですので、今後につきましてはこのような間違いというか、不明確になっているものはないと判断しております。

河野朋子委員長 ほかにセンターに関してありますか。よろしいですか。よろ

しければ、市場のほうの事実関係の確認ができていない部分の報告をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

高橋農林水産課参与 それでは、前回の資料3から8までについて御報告申し上げます。結論をまず申し上げたいと思います。入荷、出荷の管理票、販売原票を確認し、社員さんの聞き取り調査を行った結果、取引について資料の記載のとおりということを確認しました。なお、傷んだ商品は原則交換としているところでありましたが、資料4ミカンの関係ですが、これの追加注文として、また代金を請求したという理由は、大変申し訳ありませんが、これについては分かりませんでした。この対応をした担当と申しますか、それは前社長であったであろうと思われまふ。どういったやり取りがあったかというのは確認ができなかつた。社員さんでは分からなかつた。先ほど申し上げましたように傷んだ商品は原則交換をしている。過去もしていたし、センター以降もしているという状況が見て取れたのですが、この案件だけは確認が取れなかつた、分からなかつたということです。詳細等は後ほどまた御質問があったときにお答えしたいと思います。

河野朋子委員長 報告がありましたけれども、こういった事実としてそういう指摘のようなことがあったということは事実ですが、交換のときの代金についてのことは不明というか、まだ確認ができないという報告でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのような報告を受けましたので、ここからは市場について、今の報告の内容について委員から質疑を受けたいと思います。

伊場勇副委員長 資料4の代金請求のことなんですけれども、確認ができません、よく分かりませんでしたで、もうこのまま終わってしまうんでしょうか。

高橋農林水産課参与 市場長が申し上げるのもなんですけど、商品を交換ということは不可能でございますので、一つの考え方とすれば、代金の返金を

するというのは妥当な手法ではなかろうかということは考えています。

（発言する者あり）少し足りなかったかもしれませんが、そもそも追加した注文というものが、傷んでいたのが交換したということからしますと交換することが当然であると。だから、代金の請求というものは通常発生しないものであろうという判断を私がしたということです。となりますと、その支払っていただいた代金を相手方のほうに返金をするということも一つの手法ではなかろうかということです。

伊場勇副委員長 要は代金を支払って追加で業者が買われたんですよね。その証拠というか、そういうのは残っていて、分かるもんなんじゃないんですか。

高橋農林水産課参与 そうです。こちら会社のほうが納入業者さんに代金の請求をしており、その代金もお支払されていますので、会社のほうが納入業者さんにその代金を返金するという手法も一つではなかろうかということです。

河野朋子委員長 先ほど不明ですと言われたのは、そういった事実関係についてということですか。事実はあるけれども本人に確認していないということなんでしょうか。その辺りをどうぞ。

高橋農林水産課参与 先ほど申し上げましたように、記載されるものは事実です。それは請求書、その他伝票、そういったもので確認が取れているという前提です。ただ、なぜ追加商品の代金を請求したかということが分からない。通常は交換であると。商品の交換が原則であるというそういったスタンスからです。そして、それについてどうするかということを考えてみると、会社ではありませんので、私が直接お話しすべきことではないかもしれませんが、頂いた金額は返金するということが妥当ではないか、それが一つの手法ではないかということ、市場長として判断をしたということです。

河野朋子委員長　ということです。そういった事実があったということも請求書などから明らかになったということです。いかがですか。ほかに質疑がありますか。結局この件だけですか。それ以外にこういった同じような件があるかどうかについては調査をされていますか。

高橋農林水産課参与　原則交換ですので、それに応じていると。追加でこういった請求をしたということはないというふうに理解しています。

伊場勇副委員長　前回の連合審査の中で、資料8のリンゴのことも言われたと思います。産地が違えば値段も違うんじゃないかと。そういったところの把握を確認されるということだったんですけど、その辺の御答弁をお願いします。

高橋農林水産課参与　まずセンターへの納入の果物についての等級の基準とそういったものが秀以上であるというお話しを伺っているということで、青秀と秀のサンふじというリンゴを納めております。青秀のほうがやや値段は高いです。青秀と秀を比べますと青秀のほうが値段が高いということです。

高松秀樹委員　それでは資料の3、小松菜の話です。前回の連合審査では、7時半を過ぎていましたと、納品が。これはいわゆる事故ですよね。時間になって届かないと。我々は給食センターの話をしますと、子供たちに決まった時間に給食が提供できないと大問題だと思います。まず、小松菜のほうがこの時間を過ぎていたということですが、こういうことはよくあることなのか。なぜ、このときは遅れたのかをお願いします。

高橋農林水産課参与　小松菜に関しましては18日の納品であったと。まず、数量から言いましょう。小松菜50キロを注文されたと。納品の前日の17日に買い付けに行っています。買い付けに行った際に50キロのう

ち20キロを買い付けて帰った。残りについては18日の日に受け取って、買い付けから帰ってお渡しするというようにしていたようですが、18日、買い付けに行ったところ商品がそろっていなかったということが判明しました。そこで早急に揃えていただくよう依頼を掛けて、会社のほうに戻ってきた。その関係で残りの商品が全て揃ったのが7時半以降8時までの間であった。これにつきましては14日に、18日に要するという注文書等を流しており、また17日にも現場に行ってそういう話をしていた中で、18日に揃っていなかったということがありますので、いずれにしても商品の一部は受け取れなかったということにつきましては、会社と購入先との確認連絡体制が不十分であったということで、その辺りについては会社に十分に注意したところです。なお、商組さんには大変御迷惑をお掛けしましたし、申し訳ないと思っています。

森山喜久委員 答弁の中に9月17日買い付けというふうに言われたと思うんですけど、中央青果が納品してもらうのではなくて、中央青果が買い付けに行ったということでよろしいのでしょうか。

高橋農林水産課参与 商品の中では委託商品と買い付け商品がありますが、この小松菜については買い付けに行ったということです。

高松秀樹委員 資料4の傷んだミカンの話で先ほど説明があったんですが、先ほどは場長の立場から、支払をするのも手法の一つだと思いますということなんですが、これは中央青果の話なんですが、場長はそれ以上踏み込めないということよろしいんですか。

高橋農林水産課参与 そうです。ただ、あくまでも悪い商品は交換が原則というスタンスというものはしっかりと守っていただくというところでありまして、先ほど私が申し上げましたのは、こういった一つの手法もあるのではないかという例を示しただけです。

高松秀樹委員 たまたま中央青果の社長もいらっしゃいますが、これは中央青果として何かお考えがあるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 中央青果の社長も兼ねていますが、今ここには中央青果の社長という立場ではなくて、市の執行部の立場でいますので、社長の立場として答えるものについては、回答は控えさせていただきたいと思います。

高松秀樹委員 そうですか。産建の委員会で、深井さんは次長の立場と社長の立場を混在されて答弁していましたので、今回も僕は答弁されると思って今の質問したんですが、それならそれで結構です。

中岡英二委員 資料4の腐ったミカンについてお聞きしますが、これは小野田中央青果でどなたが確認されていますか。

高橋農林水産課参与 多分と申し上げたら大変申し訳ありませんが、前社長ではなかろうかと推測されます。

中岡英二委員 前社長が見られて放置していたということなのでしょうけど、3月20日以降、代表取締役も代わられて、こういうことがないようにということで、前回こういう悪いものが出たらどのように対処していくかということをお聞きしたと思うんですが、3月20日以降、もしこういう商品が出たら、出ているか出ていないか分かりませんが、どのように対応していくつもりですか。

高橋農林水産課参与 これまでもそうでしたが、そういった傷んだ商品というのは写真を撮って購入先のほうへ、こういった商品があったという報告なり、取引上の話になりますので、そういったことはしていたようですが、ただ、その後は取引の関係でどういった商売の仕方をして、その傷んだ商品に対して小野田中央青果が相手方の購入先と交渉したかとい

うことは定かではありませんが、そういった写真を見せての報告なりいろいろ協議をしていたようですので、今後は御指摘を頂いて、その写真を含めて、いつ入荷したもの、産地はどこ、いつ出荷したもの、そういったものが分かる形できちんとファイルで残して行って、そうすれば、市場管理者としてもそれを確認することができますので、そういった手法を取るようには会社のほうとお話をしたところです。

高松秀樹委員 次は資料6のいわゆる腐ったキャベツの話です。高橋場長は前回このことについて、全て日付とか入っていますので会社のほうで確認させていただくということでお答えしたいと思います。つまり、このキャベツが事実どうだったのかということをお願いします。

高橋農林水産課参与 この使用日につきましては12月6日、17ケースのキャベツが出ています。この商品は県内産の委託商品、出荷されたものです。それを販売したもので、入荷日から数日が経過していたものと判断されます。入荷の状況は11月26日、11月30日、それぞれ49ケース、27ケースというものが入荷されています。そのうち6日の日に17ケースが使用されていた。11月30日に入荷された商品が販売されたとすれば、それでも数日たっているということです。冷蔵庫での保管ではありますが。こういった商品の良し悪し、これは中央青果として十分に確認の上に販売することときつく指導したところです。

高松秀樹委員 11月26日と11月30日に入荷をして、12月6日に出荷をした。素人なんで分かりませんが、1週間以上空いていますが、これは通常こういうふうな納品をされるんですか。

高橋農林水産課参与 30日の27ケース入ったうちの17ケース使ったということになれば6日になりますが、県内産の委託商品ということで、それを使用しようと卸売業者が考えたかもしれませんが、なるべくそういった期間というものは短いほうが当然よろしいかと思えます。

高松秀樹委員 高橋場長の仕事は市場内を管理するというふうに思っていますが、そこは違いますか。全体的な管理をするということ。

高橋農林水産課参与 全体というものが具体的にどういうものかというのはちょっと分かりかねますが、全体を管理しているという意識です。

高松秀樹委員 市の場長が市の給食センターに納入する青果物がこのキャベツのような状況であったというのは非常に問題があると思っています。つまり、管理をきっちりされていないんじゃないかなという気がして、これが嘆願書によると氷山の一角だと書いてあります。これが本当に氷山の一角だったら、非常にゆゆしき問題で、子供たちの口に一体どういうものが入っているのかというのは確かにありますが、先ほどから給食センターのほうはしっかり検品はされているということで、しっかりした青果物が子供たちの口に入っているという認識ではいるんですが、結局、その中間にいる納入業者にしわ寄せが行っている構図がどうも思えてきて。なぜそうなったかという、もちろん中央青果の問題が第一、次に市場の問題が第二としてあるような気がします。場長はこの嘆願書を見られて、どういうふうにお思いなのかなという気がしていますが、いかがですか。

高橋農林水産課参与 率直に申し上げまして、もう少し会社と各業者さん、そういう皆さん方のお話といいますか、以前、現職でいましたときに市場の中の風通しという言葉をよく使っておりましたが、そういった風通しが良い職場環境であり、会社環境であり、そういった皆さんとの環境というものが整って行けば、良い市場に近づいていくのではないかなと考えております。ただいろいろ商品を集める際に買受人さんにいろいろな御迷惑をお掛けしているという事実もありますので、そういったものは真摯に受けとめていただく必要はあろうし、私としても市場全体の雰囲気といいますか、そういった風通しが良くなるように努めていきたい

と思っています。

高松秀樹委員 前社長が辞められて、深井社長に代わりましたが、その風通しは良くなったんですか。

高橋農林水産課参与 現場は私の目ではトラブル等もなく、皆さんおいでになっていますし、楽しくやられているのではなかろうかという印象を受けています。

高松秀樹委員 給食センターになると思うんですが、現在給食食材、青果物の落札率は幾らですか。

河野朋子委員長 今分かりますか。

山本学校給食センター所長 今の青果物の納入業者の決定につきましては、1日の青果物の総価格が安いほう、1日の青果物のトータルの野菜の金額が安いほうということで、給食センターのほうで予定価格を設けていません。落札率というのはどのようなことですか。

高松秀樹委員 中央青果が納入業者に入れる値段と納入業者が給食センターに入れる値段がありますよね。学校給食については学校給食センターになる前は年間5,000万円のトータルの売上げがあったというふうに思っています。最近の動向を見ると非常に安く納入していて、給食費が抑えられている状況になっているんじゃないかと思えますけれど、給食センターはもちろんその辺を御存じじゃないと、保護者から給食費を集めているわけでしょ。それから出るのを引くんでしょ。余るでしょう、普通なら。だって利益取っていないんでしょ。商組も学校給食組合も。そこを認識されているはずなんですけど、今分かりませんか。

山本学校給食センター所長 実際、中央青果さんの価格というのはセンターで

は把握していません。

高松秀樹委員 そうしたら、保護者から集めた金額がありますよね、給食費。

月計算して、それから学校給食センターになる前の青果物の金額と今の青果物の差額が出ますよね。

河野朋子委員長 そういった計算はしていますか。

山本学校給食センター所長 申し訳ありません。その金額は今不明です。

高松秀樹委員 金額が分からなくて、どうやって発注されるんです。保護者から集めたお金は分かるじゃないですか。出るお金が分からんと。差額出るじゃないですか。だからその差額はデザートになっているんですか。それとも食材が良くなっているんですか。でも、食材が良くなっているとは思えないわけですよ。保護者に返すんですかということです。

山本学校給食センター所長 給食費を集めています。実質出る差額が多ければ保護者の方に返還するというふうになろうかと思いますが、委員さんが言われたように野菜が競争見積りで安くなっているのは確かです。以前の各学校の調理場で仕入れた額よりも、センターで仕入れるほうが多分安いのではないかというのは十分認識しています。その分につきましては、より良いものが給食センターにより良い野菜が入っているということと、品目も使う野菜の量を増やすとか、そういったバラエティに富んだようなことが今できているのではないか、以前に比べて使う野菜が増えているとか、そういったことになっていると思います。

高松秀樹委員 所長、「と思います」とは、「ではないか」という発言ですよ。恐らくそうかもしれないですけど、特に心配しているのはカット野菜が最近多いですよ。カット野菜は値段が高めなんです。それを値段調整で多用してないですよというのも含めて、給食センターで調整

してもらったら困るんですよ、そこは。

山本学校給食センター所長 実際カット野菜を使っています。特にセンター稼働時につきましては、まだ調理員も要領をつかめていません。全体の流れもどうなるかは分からないという状況で、下処理の野菜のカットというものは多く使っていました。ただ、現在はそのようなカット野菜を使う量もなるべく減らそうと。あとカット野菜を使うときは全体の調理員の数とか、あと下処理の手間が掛かるようなときにカットをお願いしている状況でして、決して金額を調整するためにカット野菜を使っているということはありません。

高松秀樹委員 納入業者から聞いた話なんで数字の事実確認をしていますが、学校給食センターになる前、親子方式の時代は学校給食における粗利率が15%から20%あったと聞いています。今回、業者に聞き取りをすると、学校給食センターの入札が始まってから1%~5%になっていると。つまり15%ぐらい違うんですよ。15%ぐらい違うということは同じ青果物を取り扱ったときに15%お金が余るんです。それを学校給食センターがきちんと認識をされて、発注をしているのか。認識をされてお金が余るから、例えばカット野菜を導入しようとかそういうことになっていないのか。つまり、子供たちの口に入るものがちゃんとなっているのかというのが危惧されるころなので、もちろんなってなければならぬので結構なんです、今所長は今その数字を把握できてないということなので、それはどっかでしっかり把握をされないと、これは恐らく市場の話ではないので。給食センターの話なので、しっかりやってほしいと思いますけどいかがですか。

河野朋子委員長 これは今言われるように、ここで審査する内容と少し、センター独自の問題の話なので、その辺りは今後の調査の対象になるかなと思いますけど、総務委員会としてですね。

山本学校給食センター所長 実際、私が把握していませんので、持ち帰って調べさせていただきます。

河野朋子委員長 そういった投げ掛けもありましたので、また、その辺りの数字も改めて示していただけたらと思います。では、本題に戻りますが、今回の嘆願書に基づく調査の中で、市場に関してのところ、何か質疑があれば受けますが、よろしいですか。給食センターに関しては、今後解決するための方策というのを先ほど一点示されました。市場についても先ほど少し言われました、社長の交代。それから原則をきちんと守るよというようなことは言われたんですが、何か新たに今回こういったことが、事実が分かって、今後そういうことが起こらないようにするための方策というか、具体的に何かここで示していただくことがあればお願いいたします。

高橋農林水産課参与 特に今回の例で分かりましたのは、購入先との連絡調整というのが不十分であったのではなかろうかと。そういった相談事もしっかりとできていなかったのではないかとこのところが一点。また、不良品や傷んだ商品というもののファイリング、先ほど申し上げましたように、そういった資料としてきちんと会社のほうに残していくという、それを一つの目安として、今後気を付けていくということにもつながっていかうと思います。あくまでも良い商品を仕入れる段階からよく確認をして、当然、買受人さんにお渡しする際にもしっかりと確認をした形でお渡しできるような体制を取っていただきたいという、そういった注意喚起なり指導なりをしたところではありますが、さらにそういったものに力を入れていきたいというところです。

高松秀樹委員 確認をすることをというのは、中央青果に確認をしないという意味ですか。

高橋農林水産課参与 まずは卸売業者としての責任があると思っています。私

も市場内に並んでいる商品は目を通していますが、見つけた場合には注意をしたこともあります。あくまでも卸売業者としてしっかりとした商品を販売していただくということが第一であろうと考えています。

高松秀樹委員 しっかりとしたという言葉が使われましたが、前回の答弁では人数が少ないからしっかりとそこが確認できませんと。あくまでも納入業者が検品も含めてやってくださいということでしたが、今後は中央青果で商品の確認をしっかりとやっていくということですね。

高橋農林水産課参与 給食の納品につきましては納入業者さんが一個一個確実に調べていらっしゃると思います。その商品を全て社員でやるということは、そういう受け取り方をされましたことはちょっと私の発言の内容がまずかったと思っていますので反省させてください。社員が全てそういったものを確実に検品するという体制ではありません。ただ、渡す際にはそれなりの確認をしながらお渡ししていく、あるいは納入業者さんから指摘を受けた場合には速やかに対応していくということであろうと思います。

高松秀樹委員 いろいろ話を聞いてみると多くの問題は中央青果にあるというふうに思っています。もちろん市場にもあるんですが、そうなると中央青果に対しては我々が質問できないということですが、取締役もいらっしゃるのでは質問できると思いますが、あえて質問しませんが、場長は中央青果に対して指導監督をより強めていくというふうに理解してよろしいですか。

高橋農林水産課参与 頑張りたいと思います。

森山喜久委員 先ほど検品の話があったんですけど、検品の責任は中央青果にあるんですかね。それとも市場長にあるんですか。どこにあるんですか。

高橋農林水産課参与 市場長にはないと思います。検品の責任はやはり購入者

に掛かってくると思います。となりますと当然、納入業者さんに掛かってくる場合が多くありますので、それは、結局は卸売業者がどういう商品を卸したかというところにも掛かってくると思いますので、それぞれのケース・バイ・ケースということになろうかと思います。

森山喜久委員 卸売業者に検品の責任があるんじゃないですか。要は物品が納品されたときに、要はめくら印なんですか。それとも物品の例えば数量の確認とか品質の確認とかするのは、どなたがされているんですか。

高橋農林水産課参与 卸売業者です。

河野朋子委員長 卸売業者ということでもいいんですか。答弁がはっきりしていませんけど最終的に卸売業者ということでもいいんですかね。どうなんですか。じゃあ卸売業者ということでもいいんですね。

森山喜久委員 先ほどめくら印と言った分はちょっと訂正させていただきますけれど、再度の確認なんですけど、先ほど購入者がやっぱり責任を持って検品すると言われたように、産地から、出荷者から来た品物に対しては卸売業者が責任を持って検品するというところでよろしいですよ。

高橋農林水産課参与 全てのものを会社のほうで検品できるかということ、それはなかなか難しい。だから、販売した際に販売した商品に対して責任を取るという形ではなかろうかと。それが一番適当な、卸売業者としての対応ではなかろうかというふうに考えます。

森山喜久委員 執行部のほうは今まで条例の関係を言われていたんですけど、条例の第43条の分で言ったら受託物品の検収という形で卸売業者がやるっていうふうに、検収を確実に行うというふう書いてあるんですけど、その辺はどういうふうな認識でしょうか。

河野朋子委員長 条例との整合性はいかがですかという質問ですがどうなんですか。今の件に関して条例にそのようにあるけれども、卸売業者に検品の責任が明記してあるがどうかという質問に対して、部長は答えられますか。市の条例にありますがいかがでしょうか。長くなりましたのでここで10分間休憩します。

午後3時3分 休憩

午後3時14分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。

森山喜久委員 改めて条例の条文を読ませていただけたらと思います。「第43条卸売業者は受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品種等について異常を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に出荷者が立ち合いその了承を得られたときは、この限りではない。」というふうに記載されております。

河野朋子委員長 今、条例の確認というか読み上げられましたが、これを基に先ほどの件ですけど、責任の所在についてはどのように捉えたらよろしいのでしょうかということですが。

平農林水産課農林係長 今、森山委員がおっしゃられた第43条、これは受託物品の受領に関するときの規定です。出荷者から卸売業者のほうに、これを売ってくださいよという申出があったときに、それを卸売業者が受託するときに卸売業者がきちんと出されたものを確認しなさいよという規定です。先ほどから検品、検品と言われてはいますが、今度は卸売業者が納入業者に売られたときの話で、ここはまた違うと考えていますし、その売買参加者、納入業者に売ったときの話というのは先ほど場

長も言いましたけども、卸売業者といたしましては売った品物に対して責任を持つと。ですので、何か悪いものがあれば、すぐ交換できるようにしておくということで対応しているということで考えています。

河野朋子委員長 今ので結局、どういう回答になるわけですか。責任は一部にはあるけれど、ないときもあるということですか

平農林水産課農林係長 卸売業者が売りますよね。その売ったものに対しての責任は卸売業者が取りますという話です。当然、悪いものがあれば卸売業者が交換します。

森山喜久委員 どちらにせよ卸売業者のほうで責任を持って販売しているというの確認ができたということですか。

河野朋子委員長 ほかに市場のことについて質疑があれば受けませんが、よろしいですか。

伊場勇副委員長 給食センターへの食材を山陽小野田市場から原則としてというところが今焦点になっているというふうに私も思ってきました。その中でキャベツが資料の6のような1週間冷蔵庫の中に眠ったものを出している今の状況は、これは事実だということをおっしゃいましたが、これからこういったことが起こり得るような体制。これから努力をすると言われましたけれども、本当に大丈夫なのかというところをもう一度再度確認したいんですけれども、その辺いかがでしょうか。

高橋農林水産課参与 今回こういうふうにならぬ委員の皆さん方から指摘を受けていますので、こういったことは全て会社のほうにも伝えていきます。今一層そういった対応については真摯に受け止めて、確実に履行するようにということで指導もしてきましたし、今後もそういうふうにならぬ努力していきたいと思っております。努力目標ではありませんが、ないという形

に持っていかせたいと思っています。

伊場勇副委員長 人的要因とかいろいろあった中でこういうことが起こったんだと思いますけれど、その中身は変わることを前提に努力をするとかチェックをもっとするとかいうと同時に、人が足りてないとかそういうところはないんですか。人数が、人力が。いかがですか。

高橋農林水産課参与 会社の中の話ですので、私は外から見た形。前は前社長含め3人で現場におられたのが今は1名減っているという、マンパワーは減っているという事実はあります。それ以上は申し上げる立場にないと思います。

高松秀樹委員 この緊急を要する嘆願書ということで、いろいろな写真が載っていて、ミカンにカビが生えていたのだの、メイクインの傷口にカビが生えていた、キャベツの外葉が腐っていたとかあるんですけど、そもそもなぜこういう状況になるんですか。

高橋農林水産課参与 入荷から納品の状況を確認しましたところ、入荷日から出荷日が空いたものはこのキャベツ1件でした。ほかの物品は前日あるいは当日の入荷納品という形です。キャベツにつきましては県内産の委託物品であったということ、買い付け物品ではない県内産の委託出荷者が出された商品を県内産ということで、これを使おうとしたのではなかろうかという判断はされます。そうなりますと買い付けに行った購入先がどれだけのどういう保管の仕方をしていたかというところまで関わってくることも考えられます。そういったところから会社のほうにはしっかりと購入先との調整といいますか、良い品物を入れてもらうように申し入れる。そういうことで少しでも改善をしていく必要があるのではないかと考えています。

高松秀樹委員 今の説明を聞くとキャベツは置いていたからこうなったと。そ

のほかは前日に入荷があつて、傷口にカビが生えていた、ミカンが腐っていたと。これが正常な状況なんですか、青果物扱いに関して。我々はスーパーとかで買うんですけど、こういうのは見たこともないんですけど。ということは、中央青果がこれを入荷するときの問題があると思います。例えば、このミカンとかメークインは同じところから入荷されていますか。それとも全然ばらばらのところから入荷されていますか。

高橋農林水産課参与 いずれも買い付け商品で、購入先は一緒です。

高松秀樹委員 そこに問題があるんですか、ないんですか。あると思わざるを得んのですが。

高橋農林水産課参与 古い商品があつたという事実はありますので、その辺りは購入先にもしっかりと申し入れる必要はあろうかと思ひます。

高松秀樹委員 先ほどは給食納入業者に渡つた商品が、このミカンみたいに腐つていた場合は代金をお返しするという話でしたが、市場が入荷したものが既に腐つていた場合、それは仕入元に請求をされていますか。

高橋農林水産課参与 一概にそういう形ではなく、その商品がなかつた、請求がないという場合もあるように聞いています。品物自体全て悪ければ、値引きということもありますし、その請求自体がないという場合もあるというふうには聞いています。ただ、先ほどの代金をお返しするという、それはあくまでも原則は商品の交換。既にこれは過去のことですので、交換は不可能であるからそこで代金の返還というのも一つの手法ではないかと申し上げたので、代金を返金するうんぬんというのは、納品業者さんとの取引については、それぞれのやり方があろうかと思ひています。

高松秀樹委員 この写真というものは過去の話なんですけど、今の話では、過去は商品を返品するという話なんですけど、これらの商品は全て返品をされたとい

うことですか。

高橋農林水産課参与 返品ですか。（「交換」と呼ぶ者あり）納入業者さんとは交換をしていますか。（「はい」と呼ぶ者あり）納入業者さんとは交換をしていると聞いています。

高松秀樹委員 聞いているというのがよく分からんですけれど、これは場長の監督する業務外ですか。

高橋農林水産課参与 競りから数時間ちょっと下に立っていますが、納品業者さんが検品されているところに私は立ち会っていて、確認して、これだけ古いものがあるというものを会社の社員さんと話をし、交換されているということも現場で見えています。

高松秀樹委員 つまり、事実確認がきちんとされていない。これは中央青果の話だと。場長としては一応確認しているが、その先はよく分かんないということになるんですね、今の話によると。

高橋農林水産課参与 現場でも確認していますし、交換をしている姿も確認しています。

高松秀樹委員 この写真のその後なんですが、現在こういった商品は一切入ってこないと考えてよろしいですか。

高橋農林水産課参与 全て良いものではありません。一部傷んだ商品が中に混ざっている場合があります。

高松秀樹委員 その一部傷んだ商品は許容範囲内、つまり、こういう青果物の取引では通常ある傷み物のだということですか。

高橋農林水産課参与 それについては私もはっきりとしたお答えは致しかねますが、売り物にはならない商品もあろうと思います。店頭には並ばないものも一部あるということです。

高松秀樹委員 中央青果の決算も出たように聞いていますけれど、一応商売をしていますよね、ここは。それを管理されているのが市場ですよね。通常の商売では考えられないような取引が行われているというふうに理解していて、その原因は一体何なのか。この原因究明がされない限り、同じようなことが続きますが、今、給食納入業者については、いろいろ責任分担のことを言われましたが、しわ寄せがどこに行くのかと考えると、いわゆる市場又は中央青果に行くような気がして、今後、中央青果の経営についても非常に暗雲が立ち込めるような気がしていて、抜本的な解決策、今、場長は納入元の問題を指摘されましたよね。その辺も含めてどういう解決策があるんですか。その解決策がないと、我々も非常に心配で、それは食の安全も含めて、経営のことも含めて心配なんです、その辺はいかがですか。

河野朋子委員長 答弁はどなたがしますか。学校給食にかかわらず、市場の経営問題とか、そういった全体的に今後どうやっていくのかという方向性について、もし今の段階で何か言えることがあればお答えいただきたいと思います。

古川副市長 今の御質問ですが、これは中央青果株式会社のこと。とは言いながら、市も50%出資、農協が25%出資ということで、取締役会等々で高松委員が御指摘されたことは、今後検討されるであろうとは思いますが。そうした中で、市も50%出資しているということで、市がイニシアティブを持ってやるわけにはいきませんので、その辺のサジェスション等々についてはしていく必要があるかなというふうには考えます。

河野朋子委員長 市場全体の今後の経営を含めた在り方についての質問があっ

て、答弁していただきましたが、ここでは学校給食の食材を通して連合審査という形を取っていますが、先ほど教育委員会、給食センターとしては、大前提は市場が正常な状態あるいは中央青果が会社としてきちんとそういった業務を行っているという前提の下に、先ほどの資料にて示された3点があると思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。原則として市の市場を通してほしいというのは、正常な市場があるという前提の下に、そういった取決めをされていると思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

山本学校給食センター所長 今日お示ししました資料の2に特記事項の1番、青果物は原則として山陽小野田市地方卸売市場から調達すること。ただし、当該市場のみで全量調達できないときや発注仕様に適合した良質な食材を調達できないときは、ほかの市場から調達してもよいとするということに今していますが、今の市場の状況というのは、私も聞かせていただいて、今後改めていただけるものと考えています。ただし、このただし書き以降の状況ですね。他市場から仕入れるという状況が続くようであれば、我々も考え直す必要があるのかなと考えています。この1の約束事につきましては、地産地消の推進ということと市場の活性化、市内経済の活性化ということも含めて考えたものです。この原則が揺らぐことはないと思いますが、このような状況が続くのであれば、再考する必要もあるのかなということも考えています。

河野朋子委員長 連合審査を行った中で担当課別ではありますけど、そういった情報がいろいろ共有できた中で、給食センターとしてのそういった発言もあったところです。ほかのところで質疑があれば。

岡山明委員 市場とちょっと離れるんですけど、学校給食ということで、まず学校給食センター基本計画を平成26年に作られていると思うんですけど、今、この学校給食基本計画、センター基本計画ということで、もともとは学校給食運営委員会が設置されて、今、学校給食というか、

センターという形が入って、学校給食センター、そういう委員会の設置があるんですけど、それは今、継続されていますよね。

山本学校給食センター所長 センター以降も運営委員会があります。

岡山明委員 給食センター運営委員会の規則の制定という議案が出されて制定されているという形で給食センターになったんですが、その中で学校給食運営委員会の設置ということなんですけれど、平成26年に作られた計画書なんですけれど、その中に食品選定部会という部会があるみたいなんですけど、現在、その委員会の中にあるかどうかを確認したいんですけれど。

山本学校給食センター所長 運営委員会もありますし、部会の組織もあります。

岡山明委員 食品選定部会を設けられているという状況で、今回こういう食材に関する問題がいろいろ出て、トラブルが出ているんですけど、その辺はこの食品選定部会で議題になっていないんですか。ちょっと確認したいんですけど。

山本学校給食センター所長 議題になっていません。前回の審査会で申し上げましたが、給食センターに入ってくる青果物につきましては、納入業者様が一つずつ検収した結果だと思います。悪いものは入っていないと認識しています。そういった中で議論になっていないということです。

岡山明委員 実際問題、総務と産建、合同で審査を行っている。食材の部分でもめているという状況でしょ。当然、食品選定部会は、先ほどあったけれど、ジャガイモにしても、今まではジャガイモという表現が、今回はメイクインや男爵と、そういう名称まで変えてきているという状況の中で、やはりこの選定部会のほうで、そういう形も必要であると。当然、前回の連合審査でもあったけれど、やはり問題になったのはマニュアル

が全然できていないという状況で、そういう審査会の部会の中で、そういうマニュアルの必要な部分というか、その辺の考え方というか、それも部会の中で、じゃあ、そういう部会も部会の形で、給食の食材に対するそういうマニュアルの推進を進めていくという形を私は進める必要があったと思うんですけど、その辺はどうなっていますか。進んでいないというのは。

河野朋子委員長 答えられますか。

山本学校給食センター所長 今回作っております仕様書につきましても、ちょっとこの特記仕様はないんですが、その仕様書につきましては運営委員会の委員さんから御意見を頂きながら作成したものです。当然、整備されていないというか、抜けている部分もあると思いますので、運営委員会の委員の意見を頂きながら改善を図りたいと思っています。

岡山明委員 そういう形でもあるんでしょう。私も前回の連合審査の中でセンター長が言われたのが、小野田市場から仕入れるという原則が守られずに他市場から納入するような状況であれば、センターのほうから市場のほうに改善の要求をするという話をされています。今、高松委員からは不良品の購入に対する解決策は何だ、どうなんだという状況の中で、副市長が言われたのが、取引に対する改善をしっかりと進めていくと。そういう部分で初めて産業建設との連合審査としての答えが出たなという状況なんですけれど、そういう意味で今後を思ったときに、もう少し総務側のほうも、その部分をちょっと煮詰めていただかないなという状況で、何かあれば、最終的には総務のほうの応援もするけれど、今、高松委員も言われたとおり、副市長が言われたとおりの解決策が産業建設に対しては若干出たんじゃないかなと私は今思っています。個人的に思っているんですけど。

河野朋子委員長 それは感想ですか。

岡山明委員 感想です。

河野朋子委員長 分かりました。質疑ではないようです。未確認の事項がそれぞれの担当課から調査というか、聞き取りなどを通して示されたと思います。かといって全てが解決したわけでもないと思います。今言われるように給食に関しては、こういった特記仕様は作ったものの、さっきも言われましたけれど、健全な市場が前提で市場を通してほしいというようなことを作られているということが分かりましたし、市場の様子を聞いてみましても、努力をするとか改善するというふうな、どっちかと言えば余り具体性がまだまだ足りてない部分もたくさんあったというふうにはお見受けしました。いろいろこれから変えていこうとされているのは分かりますが、もっともっと具体的な仕組みとか体制の改善が必要なのではないかということが、連合審査を通じて皆さんの質疑の中から出てきたことだと思いますが、一緒に審査することによって、給食センターのほうも市場のことがよく分かったと言われましたし、市場にしてみても、食材が給食センターに入った後に、どのようになっているかということも共通認識できたと思いますので、今後はそれぞれ課題が委員会ごとに出てきたと思いますので、さらにそれを深めてもらうというか、ここまでいろいろ聞き取りなどしていただいて、事実が明らかになりましたので、まだまだ、これから解決でいかになくなっていくというところがそれぞれあると思いますが、今後はそれぞれの委員会でさらに深くいろいろ調査していくというふうな方向ではどうかなというふうに委員長として皆さんに投げ掛けてみたいと思いますが、その辺について皆さん御意見はいかがでしょうか。

中村博行委員 確認と言いますか、お願いと言いますか、こういうふうに連合審査でやってきました。前回の委員会の中で高松委員から、総務では農林は呼べないからというふうなお話があったと思うんですね。学校給食に関して農林も兼ね合いがあれば、状況に応じて総務委員会のほうにも

農林が出席されるというのが一番良い方法ではないかと思うんですけど、その辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

河野朋子委員長 それはどなたにお尋ねですか。議会のことです。（発言する者あり）執行部ですか。執行部が答えますか。執行部としての考え。

古川副市長 所管の委員会にしか出ないというスタンスは本市では取っていません。ですから、議案の審査で予算編成のときでも、人勸が出た場合の人件費の説明のときに人事課の職員が、本来は人事課は総務文教の所管ですけど、民生福祉に出て人事院勧告の説明をし、必要とあらば、申し付けがありましたら関係参与として、その審査に必要ではないのに呼ばれるというのは、私どももいかがかと思いますが、審査する上に必要とあらば、縦割りの部署というのではなく、それは今でもやっていますし、今後も可能だというふうに考えます。

高松秀樹委員 議会運営のことなんですけれど、ということは議会側が要求すれば所管外の委員会も出席されるというふうになりますけれど、それによろしいですか。

古川副市長 所管外と言いますか、今でも議案審査等で関係があれば、人事の者が出ていますし、逆に、建設関係の場合、埴生複合施設の建設の関係の場合でも建築課の者が出て説明をしています。ですから、審査される内容について詳しい者が説明するのもやぶさかではないですので、その代わり、余り関係ないのに何でもかんでも呼ばれるというのは、やはり議会のほうで精査はしていただくということと、やはり、執行部のほうに要請があるときには、それ相応の協議なりをして、手続を踏んでやっていただきたいというふうには考えます。

高松秀樹委員 分かっています。もちろん議案とか必要なときの話をしているんですよ。そういうときに議会側でこういう議案の内容で、この部署の

出席要求をしますということに対して、それを飲まれるんですかということですか。

古川副市長 今でも建築関係ですと建設部を呼んでいらっしゃるんじゃないですかね。（発言する者あり）今、私が言ったのは基本的に執行部が説明をする上で、他の委員会に行っていたと。今後、議会から説明があった場合にどのような形にするかということですね。極端に言ったら、この委員会で商工労働課呼ぶとか、いろいろな課を呼ぶとかいう話のその辺はまた今後協議をよくさせていただこうと思います。先ほど私が言ったのは、いろんなどころに出ているというのは、こちらが説明をしたいがために行っているんで、議会からそういうのがあったら、それはケース・バイ・ケースというか、必要に応じて協議させていただく。多分今までもそれをやっていたんじゃないかと思うんですけど、その辺のことは過去を精査しなくては分かりませんが、高松委員が言われたように、議会からの要請があったら、それは無条件ではなくて、協議させていただくということだとどめたいと思います。

河野朋子委員長 確認がありました。そのようにそれぞれの担当の委員会でさらに今後課題があったと思いますので、それぞれで調査していくということで、今後市場が正常化し、学校給食に安全安心な食材が使われるということを進めていっていただきたいと思います。以上で連合審査会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 3 時 4 8 分 散会

令和元年（2019年）6月12日

総務文教常任委員長 河野 朋子
産業建設常任委員長 中村 博行